

利用者への虐待防止に関する指針

医療法人社団 孝和会
介護老人保健施設能見台パートリア

1. 趣旨

介護老人保健施設能見台パトリア（以下「施設」という。）は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の未然防止及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれを認識し、本指針を遵守して、利用者に対し健全な支援の提供に努めるものとする。

2. 虐待の定義

虐待とは、職員等が利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

（蹴る・殴る・たばこを押し付ける・熱湯を飲ませる・食べられないものを食べさせる・食事を与えない・戸外に締め出す・部屋に閉じ込める・縄などで縛る等）

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

（性交・性的暴力・性的行為の強要・性的雑誌やDVDを見るように強いる・裸の写真や映像を撮る等）

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（「そんなことをすると退所させる」など言葉による脅迫・「何度言えばわかるの」など心を傷つけることを繰り返す・高齢の利用者を子供扱いするなど自尊心を傷つける・馬鹿にする・無視する・他者と差別的な対応をする等）

(4) ネグレクト

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前3項に掲げる行為と同様の行為の放棄、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

（自己決定といって放置する・失禁をしていても衣服を取り替えない・栄養不良のまま放置・病気の看護を怠る・話しかけられても無視する・拒否的態度を示す等）

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。（利用者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分）

3. 利用者に対する虐待の防止

職員は利用者に対し、虐待をしてはならない。

4. 虐待防止委員会の設置及び虐待に関する責務等

施設は、職員による利用者への虐待の未然防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり虐待防止委員会を設置するとともに、虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

(1) 虐待防止委員会

- ① 委員会の委員長は、施設長とする。
- ② 委員会の委員は、事務長、総務課長（または主任）、看護介護部長、各フロア主任、リハビリテーション科長、支援相談員その他委員長が指名した者とする。

又、必要に応じて医療法人社団孝和会（以下、「法人」という。）理事及び監事、苦情相談担当者等を委員会に招聘し、助言等を得ることとする。

- ③ 委員会は、毎月一回定期に開催するほか、委員長が必要と認めたときに開催する。
- ④ 委員会の審議事項等
 - ・職員の意識を高める掲示物等に関すること。
 - ・基本理念、行動規範等、職員への周知に関すること。
 - ・職員の人権意識を高めるための定期的（年2回以上）な研修計画の策定に関すること。
 - ・職員が支援等に関する悩みを相談することができる相談体制に関すること。
 - ・虐待の未然防止、早期発見、再発防止等に向けた取組に関すること。
 - ・苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度の利用支援に関すること。
 - ・虐待発見時の対応に関すること。
 - ・その他人権侵害、虐待防止等に関すること。
- ⑤ 委員長は、委員会における審議結果等について、その都度、速やかに職員に周知徹底を図ること。ただし、職員への情報提供に当たっては、個人のプライバシー等に配慮すること。

(2) 虐待防止に関する責務等

- ① 虐待防止に関する総括及び責任者は施設長とする。
- ② 施設長は、本指針及び虐待防止委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施を図るとともに、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取組を推進する。

また、施設長は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

5. 虐待の未然防止、早期発見等への対応

(1) 虐待の未然防止対策

- ① 虐待を未然に防止するため、施設内で職員への法制度、介護技術、認知症への理解を深めるため定期的に研修を実施し、「虐待をしない」信念の下、職員の資質の向上を図る。職員は、施設が実施する研修を受講しなければならない。
- ② メンタルヘルスに配慮した職員面談、感情コントロール（アンガーマネジメント）等を含むストレスマネジメントに関する研修を実施し、職員のストレス対策に努める。
- ③ 提供する介護の質を点検し、「不適切なケア」の改善を図る。

(2) 虐待の早期発見

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者等への報告が重要である。

また、地域で生活している利用者のサービス利用時等の様子にも配慮し、疑いがもたれる場合には、居宅介護支援事業者や地域包括支援センターとの連携、さらには、行政への通報を含め迅速に対応することが必要である。

なお、虐待とは利用者の権利を侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートすることを認識し、平素から、施設長等職員は、利用者・その家族、介護支援専門員らとのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めるものとする。

(3) 虐待発見時の早期対応

虐待若しくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者の家族に十分配慮すること。また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことなど、速やかに組織的な対応を図ること、また、行政に通報・相談することとする。

さらには、発生要因を十分に調査・分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努めることとする。

5. 職員等が留意すべき事項

職員等は、能見台パトリアの理念及び基本方針に掲げる利用者の人権を尊重することを深く意識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意することとする。

虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、介護保険サービス提供事業所としての社会的な信頼を著しく損ない、その後の事業経営に大きな困難を抱えることになる問題として十分認識する必要がある。

(1) 意識の重要性

- ・ 要介護度・認知症の程度に関わらず、常に利用者的人格や権利を尊重すること。
- ・ 職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動

を心がけること。

- 虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差や性差などがあることを、絶えず認識すること。

(2) 基本的な心構え

- 利用者との人間関係が構築されていると、独りよがりでは思い込まないこと。
- 利用者が職員の言動に対して虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。
- 利用者本人は心理的苦痛を感じていても、心身の障害などから、自ら訴えたり拒否することができない場合もあることを認識すること。
- 職員同士が話しやすい雰囲気作りに努め、虐待と見られる行動については、職員同士で注意を促すこと。
- 虐待（疑い）を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実確認や懇切丁寧な相談支援を行うとともに、責任者に速やかに報告すること。
- 職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。

6. 本指針の閲覧・公表

施設は、本指針を利用者及びその家族等が施設内にて閲覧できるようにする。。

(附 則)

この指針は、令和3年4月1日から施行する。